

令和2年度当初予算 予算要求シート

事業区分： 新規・拡充 マスタープラン： 3つの挑戦 / 子育て 施策番号： 3-1 局・課名： 子ども青少年局子ども育成課

事業名	特定不妊治療費助成事業	事業費(千円)	平成30年度決算額	令和元年度予算額	令和2年度要求額	
			168,336	164,397	183,083	
【目的】 医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、さらには少子化対策へ資する。 【内容】 法律上の夫婦に対して、特定不妊治療(体外受精、顕微授精による不妊治療)にかかった費用の一部助成を下記のとおり実施 ・助成上限額：1回の治療につき15万円(初回の治療に限り30万円)まで。(治療内容により7万5千円まで。) さらに、特定不妊治療に至る過程の一環としての男性不妊治療につき15万円(初回の治療に限り30万円)まで。 ・年齢制限及び助成回数制限あり ・所得制限：夫婦合算した前年の所得が730万円未満 【今年度要求のポイント】 ・従来対象外であった所得制限を超えている方に対し、既制度の半額程度を助成。(市独自助成) 夫婦合算した前年の所得が780万円の方までを対象とする。	債務負担行為 期間 R ~ R	要求額(千円)				
	主な要求内容		(単位:千円)			
	項目	元年度予算	2年度要求額	内容・積算等		
	特定不妊治療費助成金(扶助費)	164,100	177,375			
	堺市独自助成金(扶助費)	0	5,438			
	指定医療機関実地調査医師報酬	112	56			
	役務費(通信運搬費)	100	118			
	需用費(消耗品費、印刷製本費)	85	96			
	合計	164,397	183,083			
	スケジュール(経過及び今後展開)					
【経過(～元年度)】 平成16年度より制度創設。平成26年度から平成28年度新制度への移行に向けて一部経過措置。平成28年2月から初回助成拡充・男性不妊治療助成開始。平成28年度新制度開始。		【2年度】 助成制度の拡充		【今後予定(3年度～)】 継続実施		
その他 特記事項						
関連事業：不妊症・不育症支援事業						